

◎ 社会教育施設の在り方に係る検討状況について

【教育政策課】

1 概要

令和3年1月、総合教育会議において市長から社会教育施設の在り方の検討について投げかけがあり、現在、教育委員会において検討していますので、その状況を報告します。

2 背景

「人生100年時代」と言われている今、全ての人が生涯を通じて学び続け、知的好奇心に溢れた心豊かな生活を送ることができる社会が求められています。

また、図書館、博物館、美術館などの社会教育施設については、従来の教育的な役割に加え、市民生活のあらゆる場面における新たな役割が期待される時代となっています。

そうした中、令和元年6月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が公布・施行され、公立の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、教育委員会から首長部局へ移管することが可能となっています。

3 検討経過

時 期	内 容
令和3年 1月21日	総合教育会議 ・市長から社会教育施設の在り方について検討投げかけ
2月6日	教育委員会定例会 ・総合教育会議の振り返り ・令和元年6月の社会教育関係法改正の概要について説明
3月6日	教育委員会定例会 ・各施設の課題、市長部局に移管した場合に期待できること及び懸念されること、市長部局との関連について説明
4・5月	社会教育委員ヒアリング（4月15日～5月14日）
6月24日	教育委員に社会教育委員ヒアリング結果を報告
7月	検討経過を踏まえ、教育委員会事務局と市長部局とで協議
8月19日	教育委員会定例会 ・教育委員会事務局の方向性（案）を報告し教育委員が議論

4 検討の方向性（案）

（1）考え方

「2 背景」のとおり、社会教育施設には、教育を目的とする役割だけでなく、市民生活のあらゆる場面における新たな役割が期待されています。

また、本市では、観光を新たな産業の大きな柱として成長させることで地域活性化につなげるという考えから、オール横須賀で様々な取り組みが展開されており、横須賀が持つ歴史や文化、海や自然など、全国に誇ることができるポテンシャルの活用と発信は、ますます重要になっています。

このような状況の中、本市の社会教育施設について、時代の変化に合わせ、進化させるためにはどうあるべきかを検討した結果、観光など他の行政分野との一体的な取り組みを推進することがまちづくりを進める上でより効果的と判断する場合には、市長部局へ移管すべきであるとの考えに至りました。

（2）移管の対象施設について

横須賀美術館は、観音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っています。横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられます。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、社会教育の適切な実施の確保に関する措置を講じた上で、令和4年度から市長部局へ移管したいと考えます。

（3）その他の社会教育施設について

その他の社会教育施設については、現在抱える課題解決を図った上で、今後、まちづくりや観光など他の行政分野と一体的に取り組みを推進することが効果的だと判断される場合には、移管を検討することとします。

5 今後のスケジュール（想定）

時 期	内 容
令和3年9月	教育委員会定例会（8月定例会での議論を踏まえ、市長への回答内容を決定）
10月	総合教育会議（市長に対し、教育委員会の考え方を回答）
11月	教育委員会定例会（移管に関する条例議案の提出について審議）
12月	市議会定例議会（移管に関する条例議案を提出）
令和4年3月	教育委員会規則等の改正等
4月	美術館を市長部局へ移管